

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当））

制 度 名	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充				
税 目	航空機燃料税				
要 望 の 内 容	<p>全国的に航空機燃料税の税率が軽減された場合においても、沖縄路線（沖縄島ー本土）に係る現行の優遇措置の政策効果を維持するため、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を、現行の 13,000 円/1kℓから、7,500 円/1kℓに拡充する。</p> <p>※航空機燃料譲与税については、自治体による空港対策に充てられることから、これを除く、1/2 相当の軽減を要望。</p> <p>【参考】本則の軽減要望 （現行）26,000 円/1kℓ → 15,000 円/1kℓ</p> <p><国土交通省との共同要望></p> <table border="1" data-bbox="850 898 1490 992"> <tr> <td data-bbox="850 898 1190 992">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1190 898 1490 992">▲3,526 百万円 （8,800 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲3,526 百万円 （8,800 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲3,526 百万円 （8,800 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 沖縄の自立的発展に資するため、沖縄振興計画上の重要な施策である観光の振興や国際物流拠点の形成に向け、航空機に対する航空機燃料税に係る軽減措置を創設することにより、本土からの観光客の安定的な確保及び国際物流拠点としての那覇空港の国際競争力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄においては、地域経済に占める観光産業のウェイトが極めて高い一方、本土から遠隔地にあるという地理的事情がある。 このため、沖縄への観光客の大半が利用する本土・那覇路線について、航空運賃の低廉化を通じて、本土からの観光客の安定的な確保を図り、沖縄地域の経済活性化を促進する必要がある。 ・ 国際物流拠点の形成は、沖縄の地理的優位性を生かした施策であり、運送コストを軽減することにより、那覇空港の国際力を高め、物流関連産業の進出・集積や雇用機会の創出、県産品の輸出機会の増大等の波及効果が期待される。 				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け	「沖縄政策」－「沖縄政策の推進」－「沖縄における産業振興」	
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの県内消費額の増加 【参考】平成22年度の沖縄県の目標 <ul style="list-style-type: none"> 入域観光客数：600万人（うち外国人観光客数：30万人） 観光収入：4,380億円 観光客一人当たりの県内消費額：73,000円 「平成22年度ビジットおきなわ計画」より 那覇空港の国際貨物取扱量 40万トン/年（平成19年実績 0.2万トン） 	
	租税特別措置の適用又は延長期間	現行の沖縄振興特別措置法等に基づき、軽減措置を実施する期間（平成24年3月31日）	
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの県内消費額の増加 那覇空港の国際貨物取扱量 20万トン/年 	
	政策目標の達成状況	空港使用料（本土の空港及び那覇空港における着陸料・航行援助施設利用料）の軽減など他の支援措置とあいまって、沖縄路線（沖縄島－本土）に係る航空運賃の低廉化が図られ、本土からの観光客の安定的な確保に寄与している。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄路線を就航するすべての航空機に適用。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	沖縄路線を就航するすべての航空機に適用されることから、航空運賃の低廉化が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。 なお、税制措置以外では、本土の空港及び那覇空港における着陸料・航行援助施設利用料の軽減措置を実施。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>沖縄が本土から遠隔にあるという地理的事情を踏まえ、地元の産業振興、雇用創出等の観点から、航空機輸送にインセンティブを付与することは妥当。</p> <p>沖縄振興特別措置法においても航空機燃料税の軽減は、規定されているところ。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>那覇空港における航空機燃料税の軽減額</p> <p>平成 20 年：9,455 百万円 19 年：9,625 百万円 18 年：9,535 百万円 17 年：8,849 百万円 16 年：8,442 百万円</p>
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	航空運賃の低廉化
		前回要望時の達成目標	<p>（平成 19 年度の延長時） 沖縄路線（沖縄島一本土）に係る航空運賃の低廉化による沖縄地域の経済活性化の促進</p> <p>（平成 22 年度の拡充時） ・那覇空港の国際貨物取扱量 40 万トン/年</p>
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数：564 万人（18 年）→565 万人（21 年） ・観光客一人当たりの県内消費額：72,797 円（18 年）→69,094 円（21 年） ・観光収入：4,104 億円（18 年度）→3,904 億円（21 年） <p>平成 20 年には入域観光客数は、605 万人と過去最高を記録。その後、世界同時不況の影響により落ち込みをみせたものの、本年 7 月まで 6 か月連続して前年同月実績を上回っており、回復傾向にある。</p> <p>本措置が、沖縄地域の経済活性化の促進に一定の効果を発揮している。</p> <p>なお、国際貨物取扱量への効果については、現在、検証中。</p>
	これまでの要望経緯		<p>平成 9 年度：制度創設（本則の 3/5 に軽減）</p> <p>平成 11 年度：拡充（本則の 1/2 に軽減）</p> <p>平成 14 年度：5 年間の延長（平成 18 年度末まで）</p> <p>平成 19 年度：5 年間の延長（平成 24 年度末まで）</p> <p>平成 22 年度：拡充（貨物機を対象に追加）</p>